

# 令和元年会社法改正事項

## 『入門講義 会社法 [第2版]』補遺

令和元年12月4日に「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第71号、以下「整備法」という)が成立し、同月11日に公布され、一部を除いて、令和3年3月1日から施行されている。

令和元年改正(以下の文書では、特に説明を加えない限り、単に「改正」と記述する)は、平成26年改正に続く二度目の本格的な会社法(平成17年制定)の改正に当たる。

以下、『入門講義 会社法(第2版)』の読者の便宜のために、令和元年改正事項の主要な事項について簡単に説明を加える。

(令和5年4月1日)

### 【株主総会の参考書類電子提供措置の新設】

テキスト 119 頁 (1) ②招集通知 内容追加

〈解説〉

株主総会を開催するに際しては、株主にその情報を知らせるため、総会の日の一定期間前には必ず招集通知を行う必要があり、さらに、書面投票を行う際には書面投票用紙と参考資料、電子投票を行う際には参考資料を、招集通知と一緒に送る必要があった。これらは、株主の承諾があれば、電磁的方法によることができ、また、個別の承諾がなくても WEB によるみなし提供制度も認められていた(テキスト本文参照)。しかしながら、参考資料も場合によっては相当な量になり、郵送代などが総会開催費用を圧迫し、また、参考資料等の送付に代えて電子的方法によることに代替するためには各々の株主の同意が必要であるため、その導入はなかなか進まず、みなし提供制度で開示できる資料から、株主に特に関心が高いと思われる事項は外されていた。

そこで、改正により、これまでの制度に加えて、招集通知および参考資料等の送付に代えて、電子提供措置(株主総会参考資料、議決権行使書面、会社法437条の規定する計算書類・事業報告、会社法444条6項の規定する連結計算書類の内容である情報について、電磁的方法により株主が情報の提供を受けることができる措置)をとることができることを認めた(325条の2以下)。この場合、会社は、株主総

会の3週間前の日または招集通知を発した日のいずれか早い日から株主総会の日後3か月を経過するまでの日までの間、継続して電子データ情報を会社のホームページなどのWEBサイトにアップロードするなどして電子提供を行い(325条の3)、株主にそれを閲覧させる。

この制度を導入するためには、定款でこれを行うことを定めることを要するが(325条の2)、振替株式を発行する会社(上場会社を含む、テキスト84頁以下参照)においては、改正法施行日を効力発生日とする定款変更をしたとみなされるため(整備法10条2項)、電子提供制度が強制されることになる。さらに、電子提供制度をとっていることは、登記でもその旨を開示することが必要である(911条3項12号の2、915条)。

しかしながらその場合でも、以上の方法では情報を得ることに困難がある株主の便宜を考慮して、株主は書面の交付を請求することができる(325条の5)。電子提供が中断されてしまった場合の対処方法(325条の6)。株主総会の規定の準用(325条の7)。

この改正によりシステムの整備などについて実務サイドが準備を整えるには時間を要するため、同制度は令和4年9月1日から施行され、実際には令和5年3月以降に開催される株主総会から利用が開始される。また、これらの一連の改正に加えて、令和4年12月26日には施行規則等の一部を改正する省令(令和4年法務省令43号)が公布され、即日施行された。これによる主な見直しは、株主が書面交付請求をしたときにこの書面に記載することを要しない事項を改正前よりも拡大すること等に関するものである(施行規則95条の4第1項2号、95条の4第1項3号・4号)。

## 【株主総会の株主提案権に関する改正】

---

### テキスト120頁(1)③株主提案権 内容追加

#### 〈解説〉

株主提案権として、議題提案権、議案提案権、議案要領通知請求権があるが(テキスト本文参照)、その中で近年、常識にはずれる数の議案の提案をし、それを招集通知に掲載するように株主が迫るといような事件が発生していた。これは、本来の株主権の行使の目的のために行われたのではなく、会社に対するいやがらせ目的の権利濫用事例とも思われるようなものだった。そこで、改正では、取締役会設置会社の株主が提案した議案を他の株主に通知するように請求する権利に関して、その数に制限を置くこととした(305条4項)。すなわち、通知請求をする際には、議案の数は10を超えてはならない。しかし、通常議案を数える場合、例えば取締役3人に関する提案がおこなわれる場合には、それぞれの取締役毎に議案は3と数えられることになるが、そうすると、すぐに10を超えてしまうため、その場合に限り取締役の選任議案をまとめて1と数えることするなど、工夫がなされている(同条4項1号ないし4号)。

## 【取締役の資格に関する改正】

---

テキスト 136 頁 7 行目～8 行目 「②成年被後見人もしくは成年被保佐人または外国の法令上これと同様に扱われている者」を削除

〈解説〉

成年被後見人（「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」（民法7条）は、日用品の購入その他日常生活に関する行為においては有効に取引ができるが、それ以外の行為についてはすべて成年後見人が取り消すことができる（民法9条）。成年被保佐人（「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者」（民法11条）は、民法13条1項に列挙されている行為を行う場合には保佐人の同意を得なければならず、この同意を得なければならぬ行為について同意を得ずに行為をした場合は、それを取り消すことができる（民法13条）。このような行為能力に制限がある者は取締役としてふさわしくないということで、令和元年改正前は取締役の資格を欠くとされていた。

これに対して、民法では、民法102条が、平成29年改正前は「代理人は行為能力者であることを要しない」と規定していたのが、同改正により「制限能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない」という規定に改まったが、その実質的な内容には変動はない。本人が制限行為能力者であることを知りながら、その者に代理権を授与したのだから、その意思を尊重する、という意味である。成年被後見人・成年被保佐人も制限行為能力者であるから、代理人にはなることができる。

そこで、会社法も、改正前331条1項2号を削除して、これらの者も取締役になることができるとし、さらに、これに加えて、会社法は新たにその就任手続についても規定を置いている。すなわち、これらの者が取締役になる際には、成年被後見人の場合は、成年被後見人の同意を得たうえで成年後見人が本人に代わり就任の承諾を行わなければならない（会社法331条の2第1項）、成年被保佐人の場合は、保佐人の同意が必要である（同条2項）。さらに、このようにして取締役に就任した以上は、その取締役の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない（同条4項）。

## 【社外取締役に係る改正】

---

テキスト 137 頁 2 取締役の資格・員数・任期 (1) 資格 内容追加

〈解説〉

会社（又は子会社）の業務執行取締役は、社外取締役の資格がない（2条15号イ参照）。

しかし、取締役によってその会社の買収が行われたような場合（いわゆるMBO）等の取締役と会社の利益が対立する場面で、社外取締役が、両者の間にはいつてその条件等が公正であるかどうか判断する等、重要な役割を果たすことがある。しかし、この行為は業務執行にほかならないため、これを認めるとその取締役は社外取締役としての資格を失うことになってしまう。それを避けるために、取締役が業務執行を行う必要がある際にはその都度取締役の決定（取締役会設置会社では取締役会の決議）により社外取締役に業務執行を委託できるこ

ととし(348条の2第1項・第2項)、ここで委託された業務執行をした場合でも、社外取締役の資格は失われないことを明らかにした(同条第3項)。

## テキスト 144 頁 【COLUMN】 社外取締役の必要性 内容追加

### 〈解説〉

本文でも説明したように、平成26年改正の改正附則25条は、この改正の施行後2年を経過した時期に再度、社外取締役の設置の是非を検討し、その必要性があると認められるときはそれを義務づける可能性があることを示唆していた。しかし、平成26年改正を受けて、上場会社のほとんどが社外取締役を置くようになっていた。このような実態を考慮して、改正法では、改正前の327条の2の内容を変更して、監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る)であって、金融商品取引法24条1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない会社においては、社外取締役の設置を義務づけることとした(327条の2)。

## 【取締役の報酬に関する改正】

---

### テキスト 152 頁 2 取締役の報酬規制 内容追加

監査役会設置会社(公開会社でありかつ大会社)等の株主総会における個別の取締役の報酬の決定に関する方針の決定

### 〈解説〉

これまで、報酬規制がお手盛り防止であることに鑑み、判例・通説は、取締役の報酬は、株主総会で報酬の最高限度額を決定し、個別の報酬の決定は取締役会に一任することが解釈上適法であると認めていた(テキスト本文参照)。今回の改正により、金融商品取引法24条1項により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない監査役会設置会社(公開会社でありかつ大会社)、および、監査等委員会設置会社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容が定款または株主総会決議で定められているのであれば、「内容の決定に関する方針として法務省令で定める事項」を決定しなければならないこととした(361条7項、施行規則98条の5)。ちなみに、指名委員会設置会社においては、同改正以前でも、取締役会の中に設置される報酬委員会が執行役および取締役(会計参与設置会社ではこれに会計参与も含む)の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定め、この方針に従って個別の報酬等の内容を決定していた(404条3項、409条)。また、監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員以外の取締役と区別して定める必要があり、株主総会で定めた範囲内で監査等委員が協議によって各監査等委員である取締役の報酬等を定めることが規定されていた(361条2項、3項)。

報酬等として募集株式および募集新株予約権を付与について株主総会で定めるべき具体的内容の明確化

〈解説〉

これまでは、報酬等のうち金銭でないものを与える場合には、その具体的内容を株主総会決議で定めることが要求されていたのみであったが、どのような内容を定めるべきかが明確ではなかった。そこで、報酬等として募集株式を与える場合、および、募集新株予約権を与える場合には、それぞれその数の上限、その他法務省令で定める事項を定めなければならないこと（361条1項3号、4号、施行規則98条の2、98条の3）、また、これらと引き換えに払込みにあてる金銭を報酬として与える場合の決定事項についても明らかにした（361条1項5号、施行規則98条の4）。

## 【補償契約および役員賠償保険についての改正】

---

テキスト 191 頁に以下を追加。

### 6. 補償契約と D&O 保険

〈解説〉

既に1(1)で説明したとおり、役員等は会社に対して責任を負わなければならない結果、莫大な損害賠償を支払わなければならないこともありえるのであり、それを軽減するために、1(2)で説明したように、責任の一部を制限する手続なども認められてきた。しかし、優秀な役員候補者が役員となることを躊躇したり、あるいは、役員等が職務を行う際に必要以上に委縮しないようにする仕組みも必要である。そこで令和元年改正では、会社法が、会社が役員等と補償契約を締結することと、D&O 保険を締結し保険料を会社が支払うことを認めることとし、その際、会社と役員等の間で利害が相反する可能性もあるため、これを避けるための手続が整備された（以下の手続をとれば、取締役・会社間の利益相反についての規定の適用は排除される。430条の2第6項・第7項、430条の3第2項・第3項）。

#### ① 補償契約（430条の2）

補償契約とは、会社が役員等に対して費用等の全部あるいは一部を補償することを約束する契約をいう（第1項括弧書き）。

補償対象になるものは、1. 当該役員等がその職務執行に関し、法令に違反したことが疑われ、または責任追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用（いわゆる防御費用、1項1号）と、2. 当該役員等がその職務執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における、当該役員等が賠償することによる損失（当事者間で和解が成立した場合においては、当該役員等が和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失）（1項2号）である（ただし、同条2項に列挙される費用等は補償されない）。この補償契約の内容を決定するためには、取締役が株主総会（取締役会設置会社の場合は取締役会）の決議によらなければならない（同条1項）、これを取締役あるいは執行役に委ねることができない。会社が、役員等が自己もしくは第三者の不正な利益を計り、または当該会社に損害を加える目的で職務を執行したことを知った場合は、その役員等に対して補償した全額に相当する額の返還を請求することができる（3項）。また、取締役会設置会社の場合は、補償契約をした取締役および当該補償を受けた取締役は遅滞な

くその補償についての重要事実を取締役に報告しなければならない(4項)。

② D&O 保険 (430条の3)

会社は保険者との間で、役員等がその職務の執行によって責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約束する保険契約であり、役員等を被保険者とする保険契約(当該保険契約を締結することで保険契約者である会社に役員等の職務執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令(会社法施行規則115条の2)で定められるものを除く)を締結することができる。これを役員等賠償責任保険といい、通称 D&O 保険(Dは Directors、Oは Officersの略)ともいわれる。D&O 保険の内容を決定するには、補償契約締結と同様、株主総会(取締役会設置会社では取締役会)での決議が必要である(1項)。

## 【社債管理補助者制度の創設】

---

テキスト 216～217 頁 4 社債権者保護のための制度 (1) 社債管理者 内容追加

〈解説〉

このように、社債を発行する場合には、会社は原則として社債管理者を定めることが必要であり(702条本文)、また、本章6も後述するように、担保付社債を発行する場合には会社は信託会社と信託契約を結び、この信託会社が社債の管理を行うことになっているが(担保付社債信託法2条)、各社債の金額が1億円以上である場合その他社債権者の保護に欠ける恐れがないものとして法務省令で定める場合には、社債権者自身が自分でその利益を守ることができると考えられているため、社債管理者を定める必要がないとされている(702条ただし書、施行規則169条)。しかしながら、これに対して、改正法は、社債管理者を置くことを強制されない場合においても、会社が社債管理補助者を置き、社債の管理の補助を行うことを委託できるとした(714条の2)。社債管理補助者の資格(714条の3、施行規則171条の2)、権限等(714条の4、社債管理者よりは限定的)についても規定があり、また、その義務・責任などについては、社会管理者に関する規定が準用されている(714条の7)。

## 【株式交付制度の創設】

---

テキスト 266 頁に以下を追加。

### 6. 株式交付

〈解説〉

株式交換・株式移転のように当事会社間に100%株式を保有する親子会社関係を構築する必要はなく、単に親子会社を形成すればよい場合の方策として、改正により新たに株式交付という制度が導入された。株式交付により親会社となる会社(株式交付親会社)が子会社となる会社(株式交付子会社)の株主からその株式を譲受け、その対価として、株式交付親会社の株式その他の対価(社債・新

株予約権、新株予約権付社債、それ以外の財産等）を交付する（2条32号の2、施行規則4条の2参照）。

株式交付においては、株式交付子会社の株主は任意に株式を譲渡するが、その結果として、株式交付親会社と株式交付子会社の間に親子会社関係が生ずるという意味で株式交換・株式移転と同様の点がみられる。そこで、これらの一連の手続について、特別の規定をおいて、株式交換親会社の利害関係人である株主・債権者の利益、および、株式を譲渡する株式交付子会社の株主の利益を守ることにしている。株式交付親会社はまず、株式交付計画を作成し（774条の3）、交付計画および法務省令で定める事項を事前開示し（816条の2）、株主総会特別決議により交付計画の承認を受けなければならないとしている（816条の3、309条2項12号、816条の4は例外的に簡易手続を認めている）。

株式譲渡親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡の申し込みをしようとする者に株式交付に関する情報を通知し（774条の4第1項）、株式交付子会社の株式の譲渡を申込みをする者は、書面を交付し（同条第2項）、株式交付親会社は、申込者の中から株式交付子会社の株式を譲り受ける者とその数を定め（774条の5）（なお、募集株式の発行等の場合（211条）に倣って、法律関係の安定のため個別の譲渡の無効に譲渡の無効・取消しの主張が制限されている（744条の8））。株式交付計画で定めた効力発生日に、株式交付子会社の株式の譲渡人から当該株式を譲り受けることとなる（774条の7、774条の11）。ただし、譲渡の申込みがあった株式交付子会社の株式の総数が株式交付計画で定められた下限（774条の3第1項2号）に満たない場合には、株式交付親会社は遅滞なく申込者に株式交付をしない旨を通知し（774条の10）、計画の効力発生日に効果が発生することはない（この場合の後処理については、774条の11第5項、6項参照）。

さらに、株式交付の差止め（816条の5）、反対株主の株式買取請求権（816条の6、816条の7）、債権者異議手続（816条の8）、事後開示（816条の10）、株式交付無効の訴え（828条1項13号、2項13号、834条12号の2）、株式交付無効の訴え（828条1項13号・2項13号、839条、844条の2）などの手続も、株式交換の場合の株式交換親会社の場合とオーバーラップしている。

## 会社法参考書一覧 テキスト 291 頁～ 292 頁書き換え

単著・共著は、原則として平成元年改正を踏まえた改訂がなされているものを中心に選定し直している。

(著者等 50 音順)

### 〈単著〉

1. 青竹正一『新会社法 (第5版)』信山社出版、2021年
2. 江頭憲治郎『株式会社法 (第8版)』有斐閣、2021年
3. 神田秀樹『会社法 (第25版)』弘文堂、2023年
4. 近藤光男『最新株式会社法 (第9版)』中央経済社、2020年
5. 高橋英治『会社法概説 (第4版)』中央経済社、2019年
6. 田中亘『会社法 (第4版)』東京大学出版会、2023年
7. 宮島司『会社法』弘文堂、2020年
8. 弥永真生『リーガルマインド会社法 (第15版)』有斐閣、2021年
9. 山本爲三郎『会社法の考え方 (第12版)』八千代出版、2022年

### 〈共著〉

1. 伊藤靖史 = 大杉謙一 = 田中亘 = 松井秀征『会社法 LEGAL QUEST (第5版)』有斐閣、2021年
2. 河本一郎 = 川口恭弘『新・日本の会社法』商事法務、2020年
3. 近藤光男 = 志谷匡史 = 石田眞得 = 釜田薫子『基礎から学べる会社法 (第5版)』弘文堂、2021年
4. 高橋美加 = 笠原武朗 = 久保大作 = 久保田安彦『会社法 (第3版)』弘文堂、2020年
5. 龍田節 = 前田雅弘『会社法大要 (第3版)』有斐閣、2022年
6. 柳明昌編著『プレステップ会社法 (第2版)』弘文堂、2023年

### 〈コンメンタール〉

1. 江頭憲治郎ほか編『会社法コンメンタール全22巻、補巻』商事法務、2008年～2021年
2. 江頭憲治郎 = 門口正人編集代表『会社法大系1～4』青林書院、2008年
3. 江頭憲治郎 = 中村直人編著『論点体系会社法1～6 (第2版)・補巻 (初版)』第一法規、2015年・2021年
4. 酒巻俊雄 = 龍田節編集代表『逐条解説会社法1～6・9』中央経済社、2008年～

### 〈判例教材・その他〉

1. 神作裕之 = 藤田友敬 = 加藤貴仁編『会社法判例 (第4版)』有斐閣 (別冊ジュリスト)、2021年
2. 神田秀樹 = 武田一浩編『実務に効く M&A・組織再編判例精選』有斐閣 (ジュリスト増刊)、2013年
3. 久保田安彦 = 船津浩司 = 松元暢子『会社法判例401』有斐閣、2019年
4. 浜田道代 = 岩原紳作編『会社法の争点』有斐閣 (ジュリスト増刊)、2009年
5. 野村修也 = 松井秀樹編『実務に効くコーポレート・ガバナンス判例精選』有斐閣 (ジュリスト増刊)、2013年